

## 生徒定期健康診断業務処理要領

受注者は、北海道札幌丘珠高等学校生徒定期健康診断業務の処理に当たっては、契約書に定めるところによるほか、この要領に定めるところに従い適切に処理するものとする。

### 1 実施方法

北海道札幌丘珠高等学校に人員、健診車、機材等を派遣・配置して実施すること。

### 2 実施期日及び実施件数等

(1) 次の期日及び件数（予定）で実施すること。

区分	実施日時	実施場所	実施件数（予定）
結核健診	後日協議して決定する。	北海道札幌丘珠高等学校	280件
心電図検査	後日協議して決定する。	北海道札幌丘珠高等学校	280件
尿検査	後日協議して決定する。	北海道札幌丘珠高等学校	787件

(2) 上記検査の実施時間及び実施手順の詳細については、別途学校長と協議すること。

(3) 上記期日に受診できなかった生徒については、別途、実施日時及び実施場所を学校長と協議の上実施すること。

(4) いずれの検査も令和7年(2025年)6月30日までに終了すること。

(5) 実施件数（予定）は、生徒の入学状況や転出入の状況により変更することがある。

### 3 健診の実施

(1) 健診を実施するための必要な衝立、カーテン、採尿用具等の物品を用意し、会場を設営・撤収すること。

(2) 結核健診及び心電図検査については、男女別の受診であることを念頭に、実施時間に応じた人員健診車、機材等を配置し、受診者の誘導を行うこと。

(3) 健診実施に伴って生じた廃棄物（検尿カップ、脱脂綿等）は、受注者が回収するものとし、関係法令に基づいて適正に処分すること。

(4) 健診業務員には、実施機関名、職種名及び氏名を明記した名札を着用させること。

### 4 健診結果報告書

(1) 契約書第3条に定める健診結果を記載した報告書は、健診を行った都度学校長に提出するものとする。（様式は任意）

(2) 最終の健診実施後、実施実人員等を記載した生徒定期健康診断実施報告書（様式1）を令和7年(2025年)6月30日までに学校長に提出すること。

### 5 その他

(1) 秘密の保持については、契約書第21条各項によるほか、生徒個人情報の漏えい防止に特段の注意を払うこと。

(2) この要領に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ、処理するものとする。